

## 専決処分報告（損害賠償及び和解）

平成29年（2017年）2月21日提出

札幌市長 秋元克広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

## 記

## 1 損害賠償及び和解

本市は、本市の業務に関して発生した事故25件について、次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
1	平成28年6月30日 札幌市北区在住者	平成28年5月16日、札幌市西区西野1条2丁目において、駐車中の相手方の自動車が、本市が管理する公園の樹木の倒壊により損傷したもの	825,206円
2	平成28年8月26日 札幌市北区在住者	平成28年8月25日、札幌市中央区北1条西2丁目において、本市の農政業務用の自動車のドアが相手方の自動車に接触したもの	167,011円
3	平成28年10月25日 札幌市白石区 有限会社エヌ・アイ・ユー	平成28年5月6日、札幌市中央区北4条西6丁目において、荷物搬入のため、本市が管理する道路上で停車しようとした相手方の自動車が、当該道路が陥没したことにより損傷したもの	317,728円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
4	平成28年10月27日 札幌市北区在住者	平成28年10月14日、札幌市北区拓北6条3丁目において、自宅の駐車場から本市が管理する道路に入ろうとした相手方の自動車が、当該道路のグレーチング上を通過した際、浮き上がったグレーチングに接触し損傷したものの	22,705円
5	平成28年10月31日 札幌市西区 太洋ハイヤー株式会社	平成28年5月24日、札幌市中央区南8条西5丁目において、本市が管理する道路のグレーチング上を通過した相手方の自動車が、浮き上がったグレーチングに接触し損傷したものの	55,177円
6	平成28年10月31日 室蘭市在住者	平成28年9月25日、札幌市中央区北3条西7丁目において、駐車中の相手方の自動車が、本市が管理する街路樹の実の落下により損傷したものの	84,294円
7	平成28年11月4日 札幌市豊平区 国土交通省北海道 開発局札幌開発建設部 札幌道路事務所	平成28年9月26日、札幌市南区簾舞において、相手方が管理する道路が、番号12の事故により損傷した自動車から漏れた燃料等により損傷したものの	77,760円
8	平成28年11月9日 札幌市白石区在住者	平成28年10月4日、札幌市白石区川北2条3丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したものの	146,420円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
9	平成28年11月11日 札幌市北区在住者	平成28年10月2日、札幌市北区東茨戸2条1丁目において、本市が管理する公園の遊具で遊んでいた相手方が、当該遊具の損耗により負傷したもの	83,450円
10	平成28年11月11日 札幌市手稲区在住者	平成28年10月21日、札幌市手稲区星置1条1丁目において、相手方の段差スロープが、本市の塵芥車 <small>じんがい</small> が乗り上げたことにより損傷したもの	3,952円
11	平成28年11月15日 札幌市清田区在住者	平成28年10月18日、札幌市白石区中央3条2丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	18,116円
12	平成28年11月22日 札幌市中央区在住者	平成28年9月26日、札幌市南区簾舞において、住宅の駐車場から本市が管理する道路に入ろうとした相手方の自動車が、当該道路のグレーチング上を通過した際、浮き上がったグレーチングに接触し損傷したもの	131,670円
13	平成28年11月22日 札幌市南区 株式会社第一寶亭留	平成28年10月26日、札幌市中央区大通西5丁目において、停車中の相手方の自動車が、本市が設置したガードフェンスが損耗のため倒れたことにより損傷したもの	341,323円
14	平成28年11月24日 札幌市中央区在住者	平成28年10月6日、札幌市西区二十四軒1条7丁目において、本市の福祉業務用の自動車と相手方の自動車が接触したものの	129,022円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
15	平成28年12月5日 札幌市中央区 神宮外苑シティハ ウス管理組合	平成28年8月23日、札幌市中 央区南1条西28丁目において、 相手方のマンションの物置等 が、本市が管理する街路樹の枝 の落下により損傷したもの	237,600円
16	平成28年12月5日 札幌市白石区在住 者	平成28年9月26日、札幌市南 区石山1条1丁目において、駐 車中の相手方の自動車が、本市 が管理する路傍樹の枝の落下に より損傷したもの	69,408円
17	平成28年12月9日 札幌市白石区在住 者	平成28年8月29日、札幌市中 央区北1条東18丁目において、 本市が管理する道路を走行中の 相手方の自動車が、当該道路上 の穴により損傷したもの	41,768円
18	平成28年12月14日 札幌市白石区在住 者	平成28年11月24日、札幌市白 石区米里1条2丁目において、 本市が管理する道路上の道路基 準点の金属製の蓋の上を通過し た相手方の自動車が、浮き上が った蓋に接触し損傷したもの	168,716円
19	平成28年12月19日 札幌市東区在住者	平成28年10月3日、札幌市東 区北50条東10丁目において、本 市の消防業務用の自動車と相手 方の自動車が接触したもの（和 解番号3と同一の事故）	291,412円
20	平成28年12月19日 札幌市北区在住者	平成28年11月23日、札幌市中 央区双子山3丁目において、本 市が管理する道路のグレーチン グ上を通過した相手方の自動車 が、浮き上がったグレーチング に接触し損傷したもの	45,923円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
21	平成28年12月25日 札幌市豊平区在住者	平成28年11月21日、札幌市豊平区月寒中央通2丁目において、本市が管理する道路から店舗の駐車場に入ろうとした相手方の自動車が、当該道路と歩道の段差により損傷したもの	29,160円
22	平成28年12月28日 札幌市白石区在住者	平成28年11月14日、札幌市中央区南23条西10丁目において、相手方のコート及びバッグが、本市が管理する施設内のトイレからの漏水により損傷したもの	70,000円
23	平成29年1月12日 札幌市白石区在住者	平成28年12月12日、札幌市中央区北2条東13丁目において、本市の税務用の自動車と相手方の自動車が接触したもの	61,430円
24	平成29年1月18日 札幌市西区在住者	平成28年11月1日、札幌市西区二十四軒1条6丁目において、本市が管理する道路を自転車で走行中の相手方が、当該道路上の穴により転倒したことにより負傷し、相手方の自転車等が損傷したもの	27,338円
25	平成29年1月19日 札幌市清田区在住者	平成28年10月12日、札幌市清田区美しが丘2条4丁目において、本市が管理する街路樹の根が、相手方の敷地内に越境し、当該敷地内の汚水柵を損傷したもの	37,800円

## 2 和解

本市は、本市の業務に関して発生した事故3件について、次のとおり和解する。

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	和解の概要
1	平成28年11月1日 札幌市東区在住者	平成28年9月20日、札幌市東区東雁来2条1丁目において、本市の福祉業務用の自動車と相手方の自動車が接触したものの	相手方は、本市に対して、金115,587円を支払う。
2	平成28年12月16日 札幌市東区在住者	平成28年10月28日、札幌市東区東雁来6条1丁目において、本市の処理場業務用の自動車と相手方の自動車が接触したものの	相手方は、本市に対して、金230,127円を支払う。
3	平成28年12月19日 札幌市東区在住者	平成28年10月3日、札幌市東区北50条東10丁目において、本市の消防業務用の自動車と相手方の自動車が接触したものの（番号19と同一の事故）	相手方は、本市に対して、金19,932円を支払う。